

第1回福岡県性暴力対策検討会議議事概要

1 日時・場所

日時：令和元年7月24日（水）10時～12時

場所：福岡県中小企業振興センタービル501会議室

2 出席者

別紙「第1回福岡県性暴力対策検討会議出席者名簿」のとおり

3 議事概要

議題1 福岡県性暴力対策検討会議の運営等について

(1) 座長の選出について

松浦委員を座長に選出。

(2) 副座長の選出について

大脇委員を副座長に指名。

(3) 各部会の会長及び構成委員の指名について

会議委員部会名簿（案）のとおり承認。

(4) 運営方針（案）について

福岡県性暴力対策検討会議運営方針（案）のとおり承認。

議題2 性犯罪をはじめとする性暴力の現状と課題について

(1) 本県の取組〈事務局説明〉

本県の性犯罪の状況や現在の性犯罪対策の取組状況等について次のとおり説明を行った。

○本県の性犯罪認知件数は高水準で推移していること

○近年、面識犯の検挙件数が増加傾向にあること

○性犯罪者のうち、満期釈放者は再犯率が高いこと

○類型別では、痴漢、盗撮、小児わいせつの順で再犯率が高いこと

○福岡県性犯罪防止対策検討会議報告書に基づく本県の取組について

(2) 性暴力被害者支援センター・ふくおか活動紹介

「性暴力被害者支援センター・ふくおか」における相談受理状況や今後の課題等について次のとおり報告が行われた。

○「性暴力被害者支援センター・ふくおか」の活動の概要及び実績について

○今後の課題として以下のものが挙げられること

- ・急性期医療の体制整備
- ・医療費公費支出の対象範囲
- ・未成年の被害者への対応
- ・他機関との連携

(3) 刑事施設における性犯罪受刑者処遇の現状

刑事施設における性犯罪受刑者に関する現状や性犯罪者再犯防止指導等について次のとおり報告が行われた。

○再犯防止推進法と再犯防止推進計画

○性犯罪受刑者の再入状況

○刑事施設における性犯罪者再犯防止指導

○今後の課題

〈委員等の質問・意見〉※○は委員、講師からの質問・意見

○性犯罪者のうち、発達障がいや自閉症スペクトラム障がいの割合はどのくらいか。

○正確な数字は出せないが、性犯罪者に限らず、その疑いも含めると非常にその割合は多くなっている。

○性犯罪者再犯防止プログラムにおいて、発達障がいや自閉症スペクトラム等の者もプログラムを受けることができるのか。

○調整プログラムで、視覚的に訴えたり言葉にルビをふるなどしている。当初は通常理解力で理解できる本科プログラムを作っていたが、発達障がいの者が増えてプログラムに乗れず受講できないという問題もあったことから調整プログラムが作られた。それでも対応できないということもあるため、現在試行的に個別でプログラムをやっている。

議題3 条例の全面施行に向けた具体的方策の検討事項（案）について

事務局から、条例の全面施行に向けた具体的方策の検討事項（案）について次の項目のとおり説明を行った。

はじめに 福岡県性暴力根絶条例の概要

I 教育・被害者支援部会での検討事項

(1) 専門家の養成と派遣

①アドバイザーを学校にどのように派遣していくか（数年で小学校から高校までの全校を回る等の計画を立てて派遣するのか、学校種を絞ってスタートして展開していくのか、モデル校としてまずは数校で実施して検証のうえ展開するのかな等）。

②大学等や企業に対しては依頼に応じた派遣で良いか。また、その際の事業の広報をどのように行うか。

③12条1項の専門的な研修はどのように行うか。

④①、②及び③の検討に応じて、どのような人材を何名程度アドバイザーとして育成すべきか（看護協会、被害者支援センター、NPO法人等様々な関連団体があるが、どのような団体から人材を集めるか）。

⑤条例に定められた4つの総合的な教育の項目ごとに、各発達段階に応じて、どのような教育・啓発内容にするか（特に、特別な配慮を要する特別支援教育についてどうするか）。

- ⑥教育・啓発内容については、自分の心身を大切にすること（被害者にならないこと）、同意のない性的行為は絶対にしないこと（加害者にならないこと）の両方の視点をどのように取り入れるか。
- ⑦⑤、⑥の視点を学校の性に関する指導等とどのように関連づけていくのか、あるいは組み込んでいくのか。
- ⑧これまでの性犯罪抑止を中心とした広報・啓発活動を、条例の定めによりどのように再構築して取り組んでいくのか。

（２）性暴力被害者支援の充実・強化

- ①若年層被害の潜在化を防ぐために、最近様々な相談事業の分野でSNSなどインターネットを活用した手法が取られているが、支援センターではどのような方策が有効か。
- ②支援センターでは、若年層からの相談対応、男性やLGBTの方からの相談対応について等、様々な研修を取り入れているが、現行の事業を円滑かつ適切に継続していく上で、関係機関も含めどのような研修等が必要か。
- ③条例第21条の規定に基づき、性的指向及び性自認にかかわらず支援を行うことや、避難所の提供についてどのように具体化していくか（既存の公営施設を有効活用できないか）。
- ④現在の県の医療費公費支出制度は、初診料や検査料など急性期の措置だが、その後の治療に重い自己負担を強いられている被害者の実態はあるのか。あるとすれば公的支援の必要性をどのように整理するか。

Ⅱ 加害者対策部会での検討事項

（１）住所等届出制度

- ①人権に配慮した運用や情報管理の徹底をどのようにしたらよいか。
- ②対象者からの届出手続を効率的かつ円滑に進めるにはどのようにしたらよいか（大阪府のように、臨床心理士と警察官OBのペアで自宅に赴き、生活状況を確認する必要があるか）。
- ③大阪府の取扱と同様、法務省との覚書により刑事施設から満期出所者に対し、届出制度の説明を行ってもらい、住所届と同意書をもらう仕組みを考えているが、全国のどの矯正施設においても同様の対応をしてもらうようにするにはどうしたらよいか。
- ④満期出所者が出所後、一旦他都道府県に居住し、その後、出所時から5年以内であれば本県に届出なければならないが、このような周知徹底をどのように行うか。

（２）再犯防止対策（加害者相談窓口の設置等）

- ①加害者対策のあり方について整理すべきではないか。
- ②当面、18条1項の住所等の届出義務者を中心に、再犯防止プログラム・治療を受けることを支援するスキームを構築していくか。その際、治療費の公費支出（対象者、期間、回数や1回の公費負担の限度額）をどのように設定するか。また、18条1項以外の対象者の支援をどうするか。

- ③加害者相談窓口にどのような専門知識や経験を要する者(例 臨床心理士、精神科医など)を配置すべきか。
- ④加害者の状況に応じて、どのような区分で認知行動療法による指導プログラムを開発・実施するか。
- ⑤当事者支援として、自助グループとの連携をどのように構築していくか。

Ⅲ 性暴力対策調査・研究部会での検討事項

(1) 性暴力根絶に向けた指針づくり

- ①まずは、次年度以降、16条の協議・検討の場で策定する「性暴力となる行為に関する考え方、指針等(ガイドライン)」の素案をどのように取りまとめるか。
- ②本県のこれまでの取組みを総括し、条例の定めと照らし合せて、不足しているものはないか。

(2) 条例16条の「協議・検討の場」のあり方

- ①この会議の法的な位置づけや具体的に担う役割をどうするか。
- ②県、被害者支援センターや加害者相談窓口からの報告(県民からの声を含む)に基づき、条例に基づく施策の検証等を行い、条例の見直しなどPDCAサイクルを行っていくべきではないか。

〈委員等の質問・意見〉

※○は委員・講師からの質問・意見 ◎は座長の発言 →は事務局からの回答

○再犯防止に関する法律とこの性暴力根絶条例がどういう関係にあるのか。部会で審議する中で、法律との整合で気をつける点があれば教えてほしい。

→再犯防止推進法が制定された後、本年3月に福岡県再犯防止推進計画を定めている。この中で、入口支援(服役に至っていない者への支援)や福祉と連携した社会復帰支援が盛り込まれており、計画の内容と整合を図っていく必要がある。現在県の福祉部局で法務省のモデル事業を活用した社会復帰支援のセンター開設を検討しているため、加害者相談事業の中でもこれと連携し、再犯防止推進法及び本県の計画との整合を図りながら取り組んでいきたい。

○大阪府に先行の条例があるが、福岡県性暴力根絶条例とはどのように違うのか。

→大阪府の条例との相違点について、18条1項に定められる住所届出義務者への支援については大阪府の条例と同じ。大阪府では、18条3項に定められているような起訴猶予者等への入口支援についても府の再犯防止推進計画の中で取り組んでいると聞いているが、本県の条例では19条2項に定められる過去に性犯罪を犯した者や19条1項に定められる性暴力の加害者など対象者を幅広く捉えており、全国初の取組になっていくと考えている。

○本日の説明を聞いたところ、検察庁の業務とも密接に関わるところがあり、現状の入口支援の取組と整合を図る必要があるため、加害者対策部会に参加したい。

◎ご意向を十分に踏まえ調整する。(→事務局で対応を処理)

○条例の施行規則、指針等様々なものを決めていかなければならないが、現時点で条例と検討事項(案)以外には白紙の状態からスタートするということか、それとも規則等の案が部会で示されてそれを基に議論していくということか。

→施行日を定める規則については、取組内容の議論の進捗を踏まえながら事務方で進める。住所届出の規則は大阪の規則を基に作成し、加害者対策部会で提示するため、アドバイスをいただきたい。性暴力に対する考え方の指針についてはこれから検討していく。

◎委員のご発言から、検討事項が階層化、構造化がされておらず優先順位が分かりにくいということに気がついた。それぞれの検討事項が規則、指針等のどれに位置づけられるものなのかを整理し、優先順位も含めて部会で議論する。